

# 豊明市勅使墓園

墓所使用申込みのご案内

(令和4年12月以降申請用)

豊明市環境課

# 勅使墓園墓所使用者募集要項

## お申込みの前に

この案内書をよくお読みいただき、使用の条件をあらかじめご承知ください。

- ◎使用許可された墓所は後日変更ができませんので、墓所の選定にあたっては十分ご検討の上、お申込みください。
- ◎申込みは一世帯一区画です。
- ◎希望墓所は申込み受付順に決定となります。
- ◎使用許可証を受理されますと、墓所の使用権が得られます。この使用権は他人に転貸又は譲渡することはできません。
- ◎墓碑の高さ等については基準が定められていますので、墓所の使用方法のページをよくご覧ください。
- ◎申込者以外の方の墓所の使用はできません。
- ◎当墓園では、石材業者の指定はありません。
- ◎不正な申込みをされますと、使用権を取り消します。

## 1 募集する墓所の区画数等

- (1) 名称 豊明市勅使墓園
- (2) 所在地 豊明市沓掛町皿池上18番地227
- (3) 墓所の大きさ及び区画数

ブロック	大きさ	間口×奥行
M、Q、Rブロック	2 m <sup>2</sup>	1.25m×1.60m
Nブロック	3 m <sup>2</sup>	1.50m×2.00m
Pブロック	4 m <sup>2</sup>	1.60m×2.50m

上記以外のブロックにも使用申込みができる空き墓所があります。

## 2 申込み資格

墓所を自己又は自己の親族の墳墓の用に供しようとする者

## 3 永代使用料

墓所区画面積	2 m <sup>2</sup>	3 m <sup>2</sup>	4 m <sup>2</sup>
本市に6月以上住所を有する者※	345,000円	497,000円	661,000円
上記以外の者	414,000円	596,000円	793,000円

※使用許可申請日の時点で継続して6月以上本市に住所を有している必要があります。

## 4 申込み手続き方法

(1) 申込者ご本人（又は同居の家族の方）が申込みください。

(2) 申込みに必要な書類等

受付の際に必ず下記の書類等をご持参ください。お忘れになると、受付できません。いずれもコピーでの受付はできません。

① 申込者本人の住民票（本籍、続柄を記載のもの）

② 豊明市墓園墓所使用許可申請書

③ 同居の家族の方が申込みに来る場合、来る方の身分証明書

(3) 希望墓所を選んで審査を受けてください。

## 5 永代使用料の納入方法及び使用許可証の発行

(1) 受付審査が完了すると納付書を発行しますので、発行日から15日以内（土、日、祝日含む）に豊明市の指定する金融機関へ納めてください。

- (2) 指定された日までに必ず使用料を納めてください。指定された日までに納付されなかった場合は、申請を取り消します。
- (3) 永代使用料を納付されましたら「使用許可証」をお渡ししますので、「納付通知書兼領収証書」をお持ちの上、市役所環境課までお越しください。

## 6 使用許可の取消

- (1) 他人に転貸又は譲渡する目的をもって使用許可を得たと認められるとき。
- (2) 法令又は条例若しくはこれに基づく規則並びに市長の指示に従わなかったとき。

## 7 使用権の承継及び消滅

- (1) 墓所の使用権は墓所の祭しを主宰する者に限り、承継することができます。
- (2) 次に該当する場合は、使用権は消滅します。
- ① 使用者が死亡し、墓所の祭しを主宰する者がいないとき。
  - ② 使用者が住所又は生死が不明となって5年を経過し、墓所の祭しを主宰する者がいないとき。

## 8 使用者の義務

使用者は常に墓所の清潔及び墳墓の尊厳の維持に努めるとともに、墓所内に雑草が繁茂しないよう管理してください。

## 9 樹木の管理

- (1) 使用者は墓所内に植栽した樹木が、高さ70cmを超えないように管理してください。
- (2) 使用者が前項の管理を怠った場合は、樹木を処分します。

## 10 永代使用料の還付

既納の永代使用料は還付しません。ただし、墓所を使用しないで返還したときは、既納した永代使用料の額に100分の50を乗じて得た額を還付します。

## 11 墓所の返還及び復旧費用

- (1) 使用者は墓所が不要になったときは、市長（環境課）に届け出て、その場所を原状復旧して、返還しなければなりません。
- (2) 使用者が原状復旧しないときは、これを執行し、その費用を使用者から徴収します。

## 12 災害による責任

市は、墓碑その他これに類するもの等が災害その他不慮の事故により損壊し、又は破損し、使用者に損害が生じた場合でも、その責任を負いません。

# 墓所の使用方法

1 使用者は墓所に墳墓の造営又は墓碑、形象類の新設及び改修若しくは植樹をしようとするときは、豊明市墓園墓所内工事着手届に工事図面を添えて市長（環境課）に提出し、承諾を受けてください。

## 2 墓所内工事基準

- (1) 墓碑の高さは、境界ブロック上面から2.0mを超えてはいけません。
- (2) 形象類とは、埋蔵部分を有さないもので、例えば塔婆立て、墓誌、供養塔などです。形象類の高さはブロック表面より1.0m以内にしてください（単独で墓碑として設置する場合は2.0m以内）。
- (3) 墓碑その他これに類するものは、境界ブロックに密着して設置することができます。ただし、A～Iブロックにおいては、隣地境界から5cm以上後退して設置してください。
- (4) 樹木の高さは、境界ブロックの上面から70cmを超えてはいけません。
- (5) 囲い、盛土設備は境界ブロックの内面からとし、その高さは囲いについては50cm、盛土設備については15cmを超えてはいけません。
- (6) 境界ブロックは、どのような理由があっても取り外したり、移動することはできません。
- (7) 墓碑は、南東に向かって建立してください。

※基準の詳細につきましては、市役所環境課にお問い合わせください。

3 工事が完了したときは、豊明市墓園墓所内工事完了届に写真（前と横から撮影したもの）を添えて市長（環境課）に提出し、完了検査を受けてく

ださい。

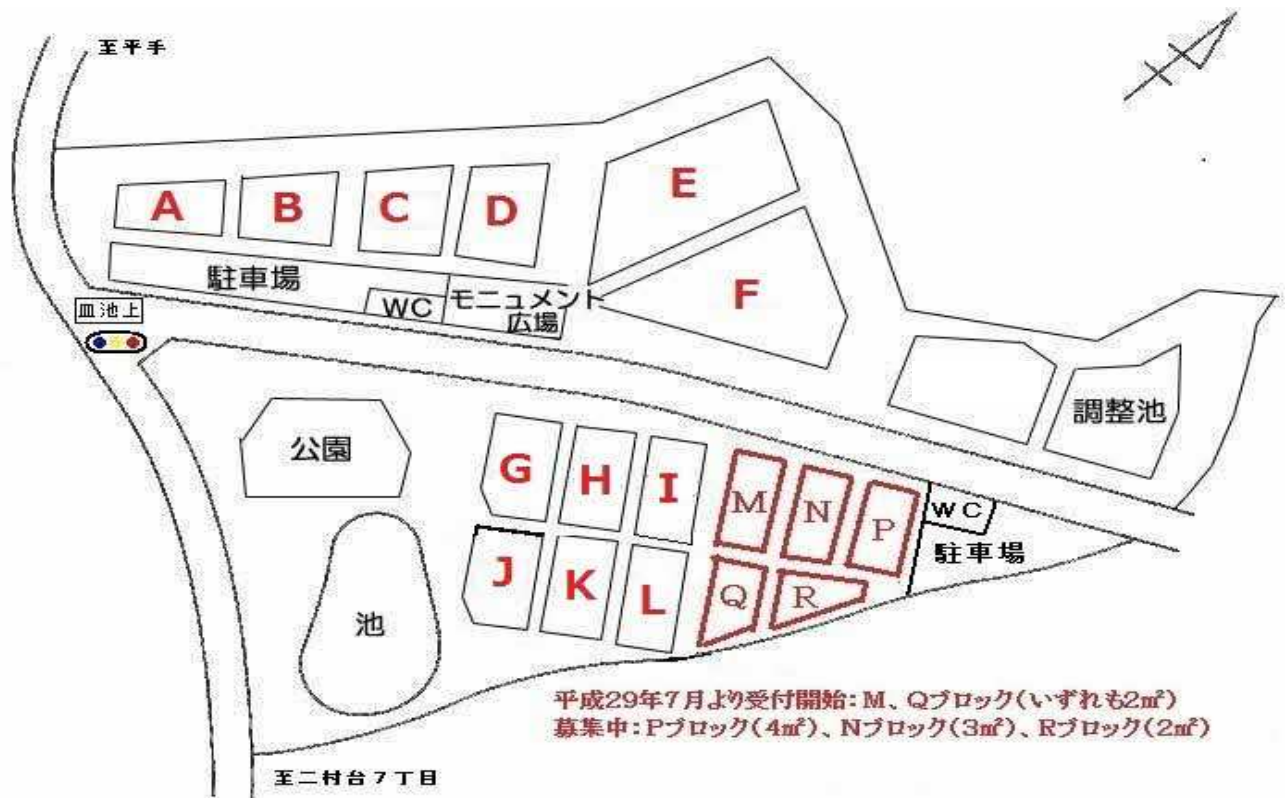
4 次の場合は、必ず市長（環境課）に届け出てください。

なお、それぞれ届出書及び添付書類が異なりますので、環境課へお問い合わせください。

- （1）墓碑等を設置又は移動しようとするとき。
- （2）遺骨の埋蔵又は改葬しようとするとき。
- （3）使用者の住所等を変更したとき。
- （4）使用者の死亡等により、墓所の使用権を承継しようとするとき。
- （5）使用を取りやめようとするとき。

5 条例、規則に違反したとき、又は許可の条件、指示に従わないときは、使用許可を取り消します。

# 豊明市勅使墓園位置図

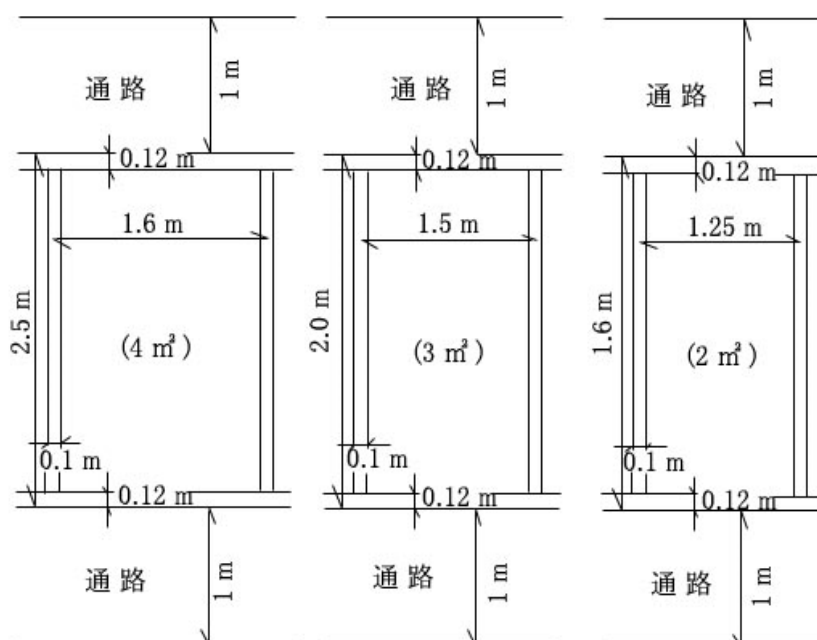


平成29年7月より受付開始: M、Qブロック(いずれも2㎡)  
 募集中: Pブロック(4㎡)、Nブロック(3㎡)、Rブロック(2㎡)

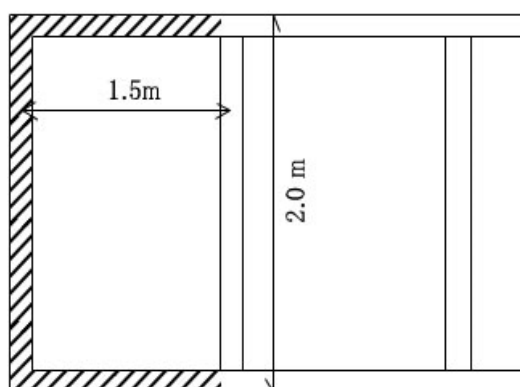
至二村台7丁目



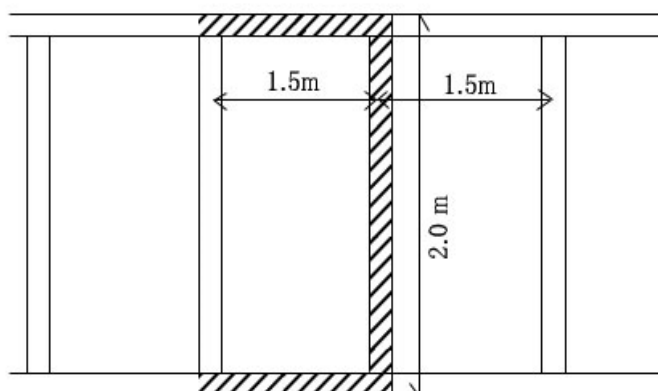
## 墓所区画割標準図



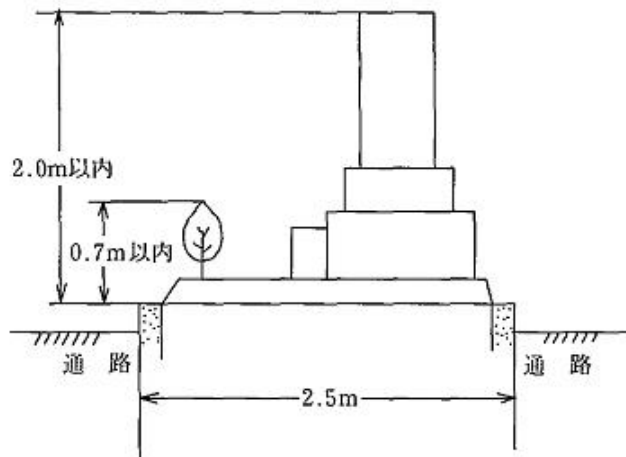
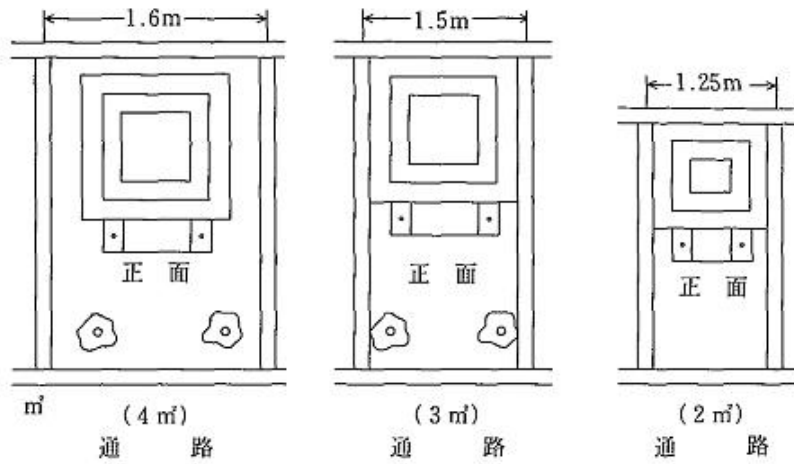
(3 m<sup>2</sup>の区画割) 角地の区画割



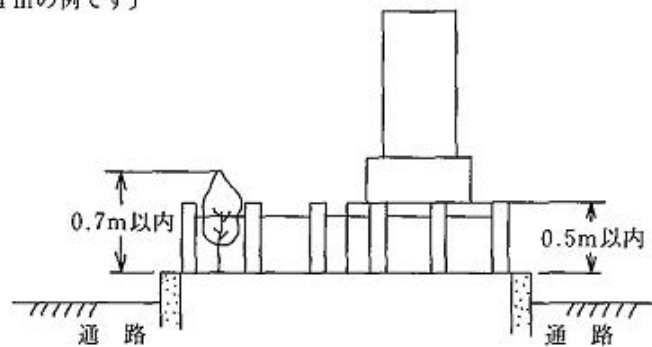
隣の墓所との高低差のある区画割



墓碑設置基準図(参考)



[4mの例です]



<お問い合わせ先>

〒470-1195

豊明市新田町子持松1番地1

豊明市役所 環境課

Tel: 0562-92-1113